

○日野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和5年9月28日

議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、日野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年日野町条例第23号。以下「条例」という）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（別記様式第2号）により行うものとする。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条および第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して15日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所および時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告および訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告および訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項および前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写交付請求書（別記様式第3号）により行うものとする。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、日野町の休日を定める条例（平成元年日野町条例第23号）第1条に規定する休日（次項において「休日」という。）

に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

付 則

この規程は、令和5年9月28日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

日野町議会議長 宛

日野町議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場 合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払いを受けた総額	円
-----------	---

（注）契約金額および支払を受けた額は、消費税および地方消費税込みの金額を記入する。

別記様式第2号（第2条関係）

年 月 日

日野町議会議員 宛

日野町議会議員

訂正届

日野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

日野町議会議員 宛

氏名

住所または居所

〒

電話番号

複写交付請求書

日野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告または訂正	写しの交付を求める範囲